

さいたま市教育委員会会議

(定例会)

令和5年6月22日 開催

# 教 育 委 員 会 会 議

日時 令和5年6月22日（木）

午後3時00分

場所 教育委員会室

## < 次 第 >

### 1 開 会

### 2 議 事

- |        |  |         |
|--------|--|---------|
| 議案第48号 | さいたま市教職員健康審査会委員の任命について                     | 【非公開案件】 |
| 議案第49号 | さいたま市学校結核対策委員会委員の委嘱及び任命について                | 【非公開案件】 |
| 議案第50号 | さいたま市立教育研究所運営委員会委員の委嘱及び任命について              | 【非公開案件】 |
| 議案第51号 | さいたま市立館岩少年自然の家運営委員会委員の任命について               | 【非公開案件】 |
| 議案第52号 | さいたま市社会教育委員の委嘱について                         | 【非公開案件】 |
| 議案第53号 | さいたま市博物館協議会委員の任命について                       | 【非公開案件】 |
| 議案第54号 | さいたま市青少年宇宙科学館運営委員会委員の委嘱及び任命について            | 【非公開案件】 |
| 議案第55号 | うらわ美術館協議会委員の委嘱及び任命について                     | 【非公開案件】 |
| 議案第56号 | さいたま市美術品等選考評価委員会委員の委嘱について                  | 【非公開案件】 |
| 議案第57号 | さいたま市公民館運営審議会委員の委嘱について                     | 【非公開案件】 |
| 議案第58号 | 令和5年度教育委員会の点検・評価報告書について                    |         |
| 議案第59号 | さいたま市教育委員会事務局及び教育機関の課長（課長相当職を含む。）以上の人事について | 【非公開案件】 |

### 3 そ の 他

さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の制定について

### 4 閉 会

議案第58号

令和5年度教育委員会の点検・評価報告書について

令和5年度における教育委員会の点検・評価報告書について、別紙のとおりとする。

令和5年6月22日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美

## 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の点検・評価報告書を作成するものです。

なお、報告書は、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「さいたま市教育行政点検評価委員会」において意見を聴取し、市議会に提出するものです。

その他

さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の制定について

さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の制定を、別紙のとおり報告する。

令和5年6月22日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美

## さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（令和5年さいたま市条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校給食費の納付期限)

第2条 条例第4条第2項の規則で定める日（以下「納付期限」という。）は、別表第1の左欄に掲げる期別の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日（これらの日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下この条において「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、別に納付期限を定めることができる。

(学校給食費の額)

第3条 条例第4条第3項の規則で定める学校給食費の額（以下単に「学校給食費の額」という。）は、別表第2の左欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

2 前項の規定にかかわらず、学校給食を受ける児童又は生徒その他学校給食の提供を受ける者（以下「児童等」という。）のうち食材に関して特別の配慮が必要であると認められるものの学校給食費の額は、別表第2の左欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額の範囲内で市長が別に定める額とする。

(学校給食費の納付)

第4条 学校給食費負担者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を納付しなければならない。

(1) 別表第1の左欄に掲げる第1期から第8期までの各期 学校給食費の額に市教育委員会が定める一の年度に学校給食を実施する予定の回数（以下「実施予定回数」という。）を乗じて得た額（以下「年間納付予定額」という。）を11で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額。以下「月ごと納付額」という。）に別表第1の中欄に定める対象月の数を乗じて得た額

(2) 別表第1の左欄に掲げる第9期 年間納付予定額から月ごと納付額に9を乗じて得た額を控除した額

2 前項の規定にかかわらず、臨時又は不定期に学校給食の提供を受けるものは、学校給食費の額に喫食回数に乗じた額を納付しなければならない。

(学校給食費の調整)

第5条 一の年度において児童等が学校給食の提供を受ける回数の合計数（学校給食の提供を受けない回数のうち学校給食費を徴収すべきものとして市長が認めるものを含む。）が、実施予定回数と異なることとなるときは、当該年度において徴収すべき学校給食費の額について、必要な調整を行うことができる。

(学校給食費の減免)

第6条 条例第5条の規定による学校給食費の減免は、災害等により学校給食費負担者に学校給食費を納付する資力がないと認められる場合その他市長が特別の事情があると認められる場合に行うものとする。

(学校給食費の還付及び充当)

第7条 納付された学校給食費に過納又は誤納（以下「過誤納金」という。）があるときは、学校給食費負担者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第37条の2その他の定めにより学校給食費負担者以外の者が学校給食費負担者に代わり学校給食費を支払っている場合には、当該支払いを行っている者又は学校給食費負担者）に当該過誤納金を還付するものとする。

2 前項の規定により還付すべき学校給食費負担者に納付期限を過ぎて未納となっている学校給食費又はこれに係る遅延損害金がある場合は、同項の規定にかかわらず、過誤納金をその学校給食費又はこれに係る遅延損害金に充当することができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

期別	対象月	納付期限
第1期	4月及び5月分	6月末日
第2期	6月分	7月末日
第3期	7月分	9月末日
第4期	9月分	10月末日
第5期	10月分	11月末日
第6期	11月分	12月末日
第7期	12月分	1月末日
第8期	1月分	2月末日
第9期	2月及び3月分	3月末日

備考 9月分には8月に実施した学校給食に係る学校給食費を含むものとする。

別表第2（第3条関係）

区分	一食あたりの額
小学校の児童及び当該児童と同等の学校給食の提供を受ける者	260円
中学校の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	317円
中等教育学校前期課程の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	317円
さいたま市立ひまわり特別支援学校の小学部の児童並びに中学部及び高等部の生徒（小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒に限る。）並びに当該児童又は生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	314円
さいたま市立ひまわり特別支援学校の中学部及び高等部の生徒（小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒を除く。）並びに当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	348円



<p>さいたま市立さくら草特別支援学校の小学部の児童並びに中学部及び高等部の生徒（小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒に限る。）並びに当該児童又は生徒と同等の学校給食の提供を受ける者</p>	<p>309円</p>
<p>さいたま市立さくら草特別支援学校の中学部及び高等部の生徒（小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒を除く。）並びに当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者</p>	<p>355円</p>